

令和6年4月1日

燕市立小池中学校いじめ等防止基本方針（令和6年3月改訂）

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 以下「法」という。）」をもとに、文部科学省および「燕市いじめ防止基本方針（平成29年10月）」が策定され、「新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月）」が公布・施行された。これを受け、「新潟県いじめ防止基本方針（令和3年7月）」、「燕市いじめ防止基本方針（令和4年10月）」が改定された。そこで当校では、いじめ及びいじめ等類似行為（以下「いじめ等」という。）は絶対に許されない行為として、同様に扱うものとし、「燕市立小池中学校いじめ等防止基本方針（令和5年3月）」を改定する。

これにより、当校に在籍する生徒の保護者・地域・関係機関と連携し、学校全体で「いじめ等」の未然防止・早期発見に取り組み、在籍する生徒が「いじめ等を受けている」と思われるときは迅速かつ適切に対処するものとする。

I いじめ等防止に向けた基本方針

1 基本理念

「いじめ等は、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こり得る」という認識にたち、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめ等は絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要であるとともに、すべての教職員が高い人権意識をもつことが重要である。

また、すべての教職員が組織的かつ継続的に徹底していじめ等を未然に防ぐとともに、いじめ等が発生した場合は組織的に積極的に対応し、早期解決に向けて家庭・地域・関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

2 いじめ等の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童生徒をいう。

「新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月25日）」

例）「いじめ類似行為」とは

SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合。

上の定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ等」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、苦痛を受けた生徒の立場に立って判断する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめ等に該当するか否かを判断するものとする。

いじめ等は、いじめ等を受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。生徒は学校の内外を問わず、決していじめ等を行ってはならない。また、いじめ等を見逃してはならない。

3 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わず、いじめ等が行われることがなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ等防止のための対策を講じるものとする。また教職員は、全力をあげていじめ等の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等、いじめ等防止に徹底して取り組むものとする。

II いじめ等防止対策

1 基本方針

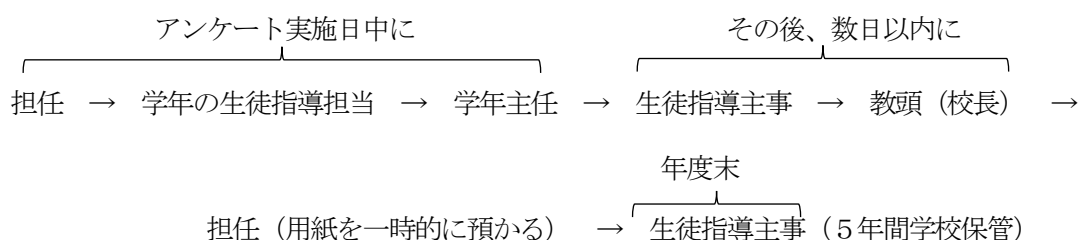
- (1) 全教育活動を通じて「いじめ等は 絶対にしない、許さない、見逃さない」を推進する。いじめ等を生まない学校風土構築のために、「社会性」を育む教育を推進し、他者との望ましい人間関係の中で学校生活を送り、自分自身を高める生徒の育成を図る。
- (2) 学級、学年、部活動などが望ましい集団となるよう、分かる授業・できる授業や生徒一人一人を生かす教育活動の充実を図り、生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- (3) 豊かな心を育み、自他を尊重する精神を養うために、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。
- (4) いじめ等防止対策については、「未然防止」「対応」「相談」「連携」「組織」の観点から対策を講じる。

2 いじめ等に対する基本的な対策

(1) 未然防止に関すること

- ① 「命の尊さ」「思いやり」について、全教職員それぞれの立場で、様々な場面で、繰り返し指導を行う。
- ② 「人間関係づくり」を全教育活動（授業・学級活動・生徒会活動・部活動等）の基盤とする。特に構成的グループ・エンカウンターなどを意図的・計画的に学級や学年で実施する。
- ③ 道徳授業を中核にして「心の耕し（耕心）」と人権教育を継続的に行っていく。特に「命の尊さ・思いやりの心」の道徳の時間を年間3回以上実施する。
- ④ 生徒の変化を適切にとらえるために、いじめ等発見のためのアンケート（学校生活アンケート）を毎月実施する。

※ いじめ等の発見のためのアンケートの動き



複数の職員が確認を行い早期対応すべき事案への取組が遅れないようにする。アンケート用紙を、実施後5年間、1階保健室脇倉庫内のスチールロッカーに保管する。また、アンケート用紙（いじめ等が無かったという証拠のためにも、いじめ等を訴えていない生徒の用紙も保管する。）に限らず、個人面談の記録、いじめ等の通報・相談内容の記録、生徒への聞き取り調査の記録（手書きメモ）なども保管する。

- ⑤ 自己有用感向上のために生徒会活動（本部・各委員会活動）の活性化を図る。特に、生徒が主体となった「いじめ等見逃しゼロスクール集会」「ボランティア活動」などの活動を計画的に実施する。
- ⑥ 教職員はいじめ等の兆候をいち早く察知するために、平素から生徒との関わりを深めるとともに、いじめ等の兆候やいじめ等事案を発見した場合は、速やかにその情報を全教職員に共有する。

- ⑦ 生徒同士、生徒と教職員とのコミュニケーションの確立を図る。
- ⑧ 保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- ⑨ SC や SSW との情報連携をするとともに、医療機関、弁護士、警察等の外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ、各起案に協力要請を行う。
- ⑩ いじめ等や人権等に関する校内研修を開催し、教職員の資質といじめ等に対する対応力を高める。
- ⑪ 外部講師を招いて、年に1回程度、健全育成やネットトラブル防止の講演会、講話などを開催する。

(2) 対応に関すること

- ① いじめ等が予見、認知された場合には、対策委員会を早急に開催し、迅速かつ適切な初期対応を組織的に行い、早期解決を図る。また、生徒や保護者から、いじめ等により重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、疑いの段階も含め、重大事案が発生したものとして教育委員会に報告する。
- ② 常に被害者の立場に立ち「絶対に守る」という姿勢での対応を心がける。
- ③ 学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。
- ④ 自死につながる可能性がある場合には、生徒の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ即時一報を入れるとともに、「TALK の原則」に基づき、迅速・適切に対応する。

Tell：言葉に出して心配していることを伝える。

Ask：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。

Listen：絶望的な気持ちを傾聴する。

Keep safe：安全を確保する。

- ⑤ 対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

ア 事実把握の段階

- ・ 正確で偏りのない事実調査を複数教職員で行い、全体像を把握する。
- ・ 生徒指導部および管理職への速やかな情報伝達を行う。
- ・ 被害者保護者および加害者保護者への連絡を行い、事実把握の協力を依頼する。
- ・ 事実調査はただ聞き取るだけでなく、メモを取りながら行う。またその際のメモは確実に保管する。

イ 方針決定の段階

- ・ ねらいを明確にし、指導の役割分担を決定する。
- ・ 教職員の共通理解を図る。

ウ 指導支援の段階

- ・ 被害生徒の心情の理解に努める。
- ・ 原因の把握に努める。
- ・ 加害生徒が事態の問題点を理解し十分に反省するように指導する。
- ・ 加害生徒と被害生徒の融和を図る。
- ・ アンケートや聞き取りメモ、指導支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。

エ 継続支援段階

- ・ 再発防止のため、しばらくの間は多くの教職員で見守りを行う。
- ・ 事後の経過観察を正確に行う。
- ・ 関係生徒や保護者への支援を継続する。
- ・ 「解消」したかどうかは慎重に判断し、わずかでも心配がある場合には「一定の解消」と捉えて関係生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。いじめ等が「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされていることである。

a いじめ等に係る行為が止んでいること

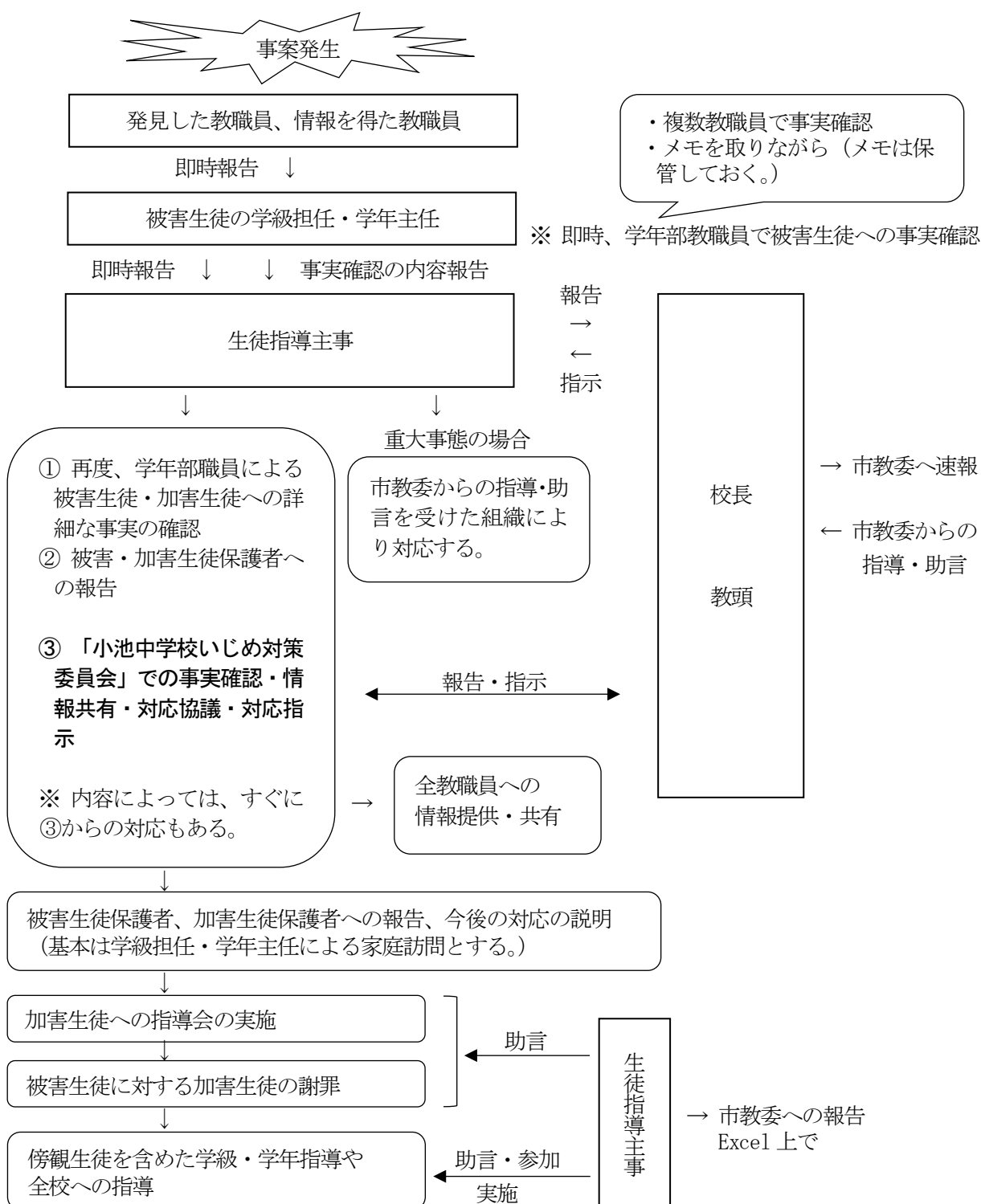
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ等の被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会・校長・学校いじめ等対策委員会の判断により、

より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

b 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ等に係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ等の行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人および保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

<対応の流れ>



(3) 相談に関すること

① 生徒および保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。

② 教育相談の充実を図る。

ア 教育相談週間（5月、10月）と事前アンケートの実施

イ チャンス相談の効果的実施

③ SC および SSW などを効果的に連携し、幅広い情報収集に努める。

④ 学校に相談できないために問題が深刻化することを防ぐために、生徒および保護者に外部の相談機関を紹介、周知する。

(4) 連携に関すること

① PTA 活動・保護者懇談会・部活動保護者会など、あらゆる場面・機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。

② 保護者への意識啓発

ア PTA 総会・学年保護者会などにおいて、いじめ等の防止等に関する保護者の責務と学校の方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行なう。

イ 保護者向けの講演会を PTA の協力を得ながら適時、実施する。

③ 学校だより、学校ホームページ等を通じて、適切な情報提供に努め、積極的に地域と連携を図る。

④ 中学校区の2つの小学校と「いじめ等や生徒指導に関わる情報交換」に関する小中連携会議等を開催し、対策や情報の共有・連携の充実を図る。

⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄の警察署と連携して対処する。

(5) 組織に関すること

以下の組織を設置し、いじめ等問題に取り組む。

(名 称) 「いじめ対策委員会」(法の第22条)

(目 的) ・ いじめ等防止等に関する協議を通して、生徒をいじめ等から守る取組の充実を図る。

・ いじめ等が発生した場合など、必要に応じて臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、迅速・適切に対処する。

(構 成) 校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主事、該当学年部、SC など

(役 割)

ア 小池中学校いじめ等防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめ等の相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめ等の疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう役割

エ いじめ等の疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開いて、維持等の情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

※ 重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

3 インターネットを通じて行われるいじめ等に対する対策

インターネットを通じて行われるいじめ等は実態把握が困難であり、一度発生した場合、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。

(1) 学校で行う対策

① 携帯電話、スマートフォン及びインターネットに接続できる通信機器については、校内への持ち込みお

よび校内での使用は禁止とする。

- ② 情報モラル教育を図るため、インターネットの利点と欠点について道徳部、特別活動部、技術・家庭科が連携して指導にあたり、メディアリテラシー・情報モラルなどの教育の推進を図る。
- ③ 学級活動や総合的な学習の時間において、インターネットの危険性やトラブルに関する講演会等を開催する。

(2) 家庭に対して行う対策

- ① 入学説明会や保護者会などの機会を利用して、インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。
- ② 各種たよりを発行し、生徒の携帯電話、スマートフォン、コンピュータの利用については 保護者の責任及び監督のもとで行われるよう要請する。

Ⅲ 重大事態への対応について

1 重大事態の対処の基本方針

いじめ等は決して許されない行為である。ましてやいじめ等による重大事態は決して招いてはいけない事態である。万一、重大事態が発生した場合には、燕市教育委員会の指導の下、いじめ等を受けた生徒の心身の安全・安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめ等に関する事実を徹底的に調査・解明し、対処にあたる。その際、いじめ等を受けた生徒はもちろん、いじめ等を行った生徒に対しても、その心情に十分寄り添って指導、支援する。なお、重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあった場合は、重大事態が発生した場合と同様に扱う。

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 心身に重大な被害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ② いじめ等により、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）があると認めたとき。

(2) 重大事態発生時の対応

燕市教育委員会への報告を行ない、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

○ 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめ等を受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教委に報告する。
- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆ 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。